

環境に優しい自動車整備事業場等顕彰基準

区分	項目	基準 (チェックポイント)
A 総則	① 環境問題等に積極的に取り組み、循環型社会の形成に寄与していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境問題、公害問題に積極的に取り組んでいること。 2. 事業に関係する法令違反がなく、また、路上駐車などを含め近隣からの苦情等がないこと。
B 使用済み自動車の処理	① 電子マニフェストを利用し、適正な報告をしていますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 引取業者として、地方自治体等に登録をしていること。 2. 自動車リサイクルシステムに登録し、電子マニフェストにより、引取報告(引き取った日から3日以内)、引渡報告(引取報告日から30日以内に引渡、引き渡した日から3日以内)を適正に行なっていること。
	② 引取業者としての適切な実務ができていますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実車を見て、カーエアコン、エアバック類の装備の有無を確認していること。 2. 自動車リサイクルシステムにアクセスした後、検査証等を参照に、引取車両の装備状況の確認並びにリサイクル料金の預託状況を確認していること。 3. リサイクル券[B券]に必要事項を記入し、最終所有者に渡していること。 4. フロン類回収業者又は解体業者への引渡しがおこなわれていること。
	③ 自動車リサイクル法への対応ができていますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. フロン回収を行う場合はフロン回収機を備え、地方自治体等にフロン類回収業の登録をしていること。同様に部品取りを行う場合は解体業の許可(県等)を受け、自動車リサイクル法に定める業務を適切に行なっていること。
C 廃棄部品の処理	① 収集運搬業者、中間処理業者と契約していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物処理法に基づき収集運搬処理業者、中間処理業者との委託契約ができていること。 2. 行政の許可証の内容(廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間)が適切なこと及び許可証の写しを保管していること。
	② マニフェストを交付し、適正に処理していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金属類、廃プラスチック、廃ガラス、LLC、燃料、廃バッテリー等の処理を上記契約業者に委託し、処理の際にマニフェストを適正に交付していること。 2. マニフェストの交付台帳を作成していること。 3. 回収されたマニフェストを5年間保管していること。(リサイクル法施行前の使用済自動車分を含む)また、90日以内にD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を県または市に報告していること。
	③ 産業廃棄物を分別し、保管していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物を種類ごとに分別し、保管していること。 2. 保管場所は次の要件を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲いが設けてあり、コンクリート等より地下浸透防止対策を施している。 ・ 屋根などを取り付け、雨水対策をしている。 ・ 保管場所には廃棄物等の置き場である旨を表示し、かつ、保管責任者及び産業廃棄物の種類を表示している。
	④ 廃タイヤを適正回収ルートで処理していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. タイヤ販売店などで構成する適正回収ルートで処理していること。または、マニフェストを使用し、適正に処理していること。
	⑤ 廃バッテリーを適正回収ルートで処理していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車電装品販売店で構成する適正回収ルートで処理していること。または、マニフェストを使用し、適正に処理していること。
	⑥ 廃塗料を適正回収ルートで処理していますか	<ol style="list-style-type: none"> 1. マニフェストを使用し、適正に処理していること。 2. 塗料からシンナーを取り除く装置を保有していること。

D 環 境 保 全 の 向 上	① 自動洗車機の設置届出をしていますか	1. 自動洗車機を設置している場合、県(又は熊本市)に届出していること。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出していること。
	② コンプレッサー等の届出をしていますか	1. 騒音規制法、振動規制法、県の条例などに従い届出をしていること。なお、その際はコンプレッサーの定格出力が7.5KW以上のものに限る。
	③ 塗装ブースの設置届出をしていますか	1. 労働安全衛生法に従い、有機溶剤設備設置届出をしていること。 2. 集塵装置等が設置されていること。
	④ 作業場や駐車場等にオイルやLLC等がこぼれていませんか	1. 作業場や駐車場等に土壤汚染の原因となるオイルやLLC等がこぼれていないこと。
	⑤ ゴミ箱や廃棄物置場に廃棄物があふれていませんか	1. ゴミ箱や廃棄物置場に水質汚濁や土壤汚染の原因となる廃棄物があふれていないこと。 2. 廃棄物は定期的に処分し、大量に保管していないこと。
	⑥ フロンの適正な処理に取り組んでいますか	1. カーエアコンなどの修理を行う際は、フロン回収機を備え、フロンの回収を行なっていること。 2. 使用者にフロンの適正処理に関する情報を提供していること。
	⑦ 敷地内の整理整頓、雑草の除去を定期的に行なっていますか	1. 作業場、ショールーム、事務所の整理整頓、雑草の除去を定期的に行い、環境美化に努めていること。 2. 敷地内の廃棄物(廃車、廃タイヤなど)は所定の場所に保管している。
	⑧ 浄化槽(油水分離槽を含む)の清掃を定期的に行なっていますか	1. 浄化槽等の清掃を定期的に行ってオイル等の流失防止に努めていること。 2. オイルの流出がないこと。
	⑨ 汚泥処理の際は、マニフェストを交付していますか	1. 産業廃棄物処理法に基づき、収集運搬処理業者等と個別に契約していること。 2. 行政の許可証の内容(廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間)が適切なこと及び許可証の写しを保管していること。
	⑩ 一般廃棄物を適正に処理していますか	1. 事務所等から出る一般廃棄物を区分して排出していること。
	⑪ 廃棄物を焼却していませんか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物の焼却をしていないこと。
E リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用	① リサイクル部品の情報提供をお客様に行い、当該部品の活用を促進していますか。	1. 整備の依頼を受けたときに、リサイクル部品の使用も可能な旨の情報提供を行い、当該部品の活用を促進している。
	② リサイクル部品取り扱い工場の案内表示を行っていますか	1. フロント等へリサイクル部品取扱いが可能な旨を表示していること。 2. リサイクル部品(現物、カタログ等)を例示していること。
	③ リサイクル部品入手先の確保をしていますか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保していること。 2. リサイクル部品の入手先を掲示していること。
	④ リサイクル部品の保証期間を明示していますか	1. リビルト部品には保証期間を明示していること。 2. リユース部品の場合は、保証について何らかの説明をしていること。
	⑤ リサイクル部品の使用状況はどの程度ですか	1. ユーザー等からのリサイクル部品の使用依頼に積極的に応じていること。 2. リサイクル部品について、使用状況の把握を行っている。

F 二酸化炭素の削減	① 二酸化炭素(以下「CO2」という。)の排出量の把握をしていますか	1. 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)の環境家計簿を活用し、CO2の排出量を把握していること。ただし、日整連の環境家計簿を活用できない場合は、同様のシステム等によって把握してもよい。
	② CO2排出量の削減に繋がる取組みをしていますか	1. エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制を整えていること。 2. 洗車時の節水の実行体制を整えていること。 3. 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制を整えていること。 4. 適切な室温の設定、管理体制を整えていること。 5. 照明電力の削減の実施体制を整えていること。 6. 省エネ機器の活用体制を整えていること。 7. 不要な電源オフの実行体制を整えていること。 8. 待機電力の削減体制を整えていること。
	③ CO2削減に効果のある点検整備についての広報をしていますか	1. ポスターの掲示、チラシの配布を行っていること。